

告 示 第 1 2 1 6 号

令和 8 年 1 0 月 3 0 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市営住宅シルバーハウジング緊急通報システム運営業務委託契約に係る企画提案
競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市営住宅シルバーハウジング緊急通報システム運営業務委託契約に係る企画提案競技
に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この企画提案競技に参加を希望する者は、下記要領により申請してください。

記

1 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所等を有する者であること。
- (3) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿の大分類「0 2 警備又は受付業務」のうち小分類「0 2 機械警備」又は大分類「1 0 物品の賃貸借」のうち小分類「0 3 医療・福祉介護用品賃貸借」に登載され、入札参加資格を有し、かつ、令和 8 年度用の実績等届出書等を本市に提出していること。
- (4) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) この告示の日（以下「告示日」という。）以後において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けている期間がない者であること。
- (6) 告示日以後において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定により更生手続の申立てがなされてい

る者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(9) 会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

(10) 納期の到来している国税、都道府県税及び市区町村税を完納していること。

(11) 受注者の出動業務について、対象となる市営住宅に対応できる拠点があること。

2 申請要領

(1) 受付期間

告示日から令和８年１１月６日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前８時４５分から午後４時３０分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

(3) 提出書類及び提出部数

ア 鹿児島市営住宅シルバーハウジング緊急通報システム運營業務委託に係る企画提案競技参加資格審査申請書（様式第１） １部

イ 会社概要が分かる書類（様式なし。パンフレット可） １部

ウ 拠点一覧（様式第２）及び市営住宅と拠点の位置関係を図示した地図 １部

(4) 提出方法

直接持参

(5) 申請書交付場所、提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町１１番１号

鹿児島市建設局建築部住宅課住まい計画係（東別館４階）

電話 ０９９－２１６－１３６３

電子メール juta-keikaku@city.kagoshima.lg.jp

3 説明会

実施しない。

4 その他

鹿児島市営住宅シルバーハウジング緊急通報システム運營業務委託に係る企画提案競技参加資格審査申請書、その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができます。